

# 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業（下半期分）

## 目的

- 物価高騰等に直面する都内の高齢者施設を支援することを目的として、「物価高騰対策支援金」を支給します。
- 低所得者への補足給付を支給するためなど、平均的な費用の額等を勘案して居住費、食費の基準額が定められている高齢者施設は、物価高騰分を利用者に価格転嫁できないため、物価高騰分に相当する額の支援金を支給するものです。

## 対象期間

- 令和5年10月1日から令和6年3月31日（最大183日）

# 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業（対象施設等）

## 対象施設

### 施設種別

介護老人福祉施設

介護老人保健施設

介護医療院

養護老人ホーム

軽費老人ホーム

### 対象外

- 上記対象の施設種別であっても、「公設公営、公設民営の施設」及び「地域密着型（定員29名以下）の施設」は対象外
- 都市型軽費老人ホームは対象外

# 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業（対象者等）

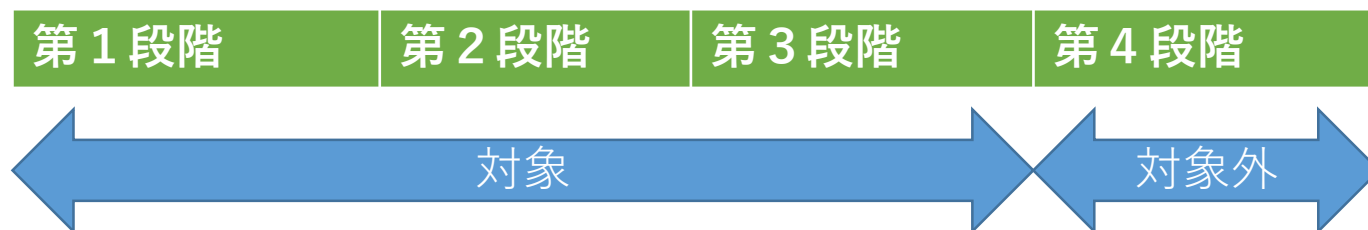
## 対象者

ア 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

「特定入所者介護サービス費対象者（負担限度額認定証の交付を受けている入所者）」

⇒ 利用者負担段階：第1段階、第2段階、第3段階が対象

※第4段階は対象外



※低所得者（利用者負担第1段階から第3段階）への補足給付を支給するため、平均的な費用の額等を勘案して居住費、食費の基準額が定められている高齢者施設は、物価高騰分を利用者（利用者負担第1段階から第3段階）に価格転嫁できないため。

イ 軽費老人ホーム、養護老人ホーム

全ての入所者（ただし、養護老人ホームに契約入所している方は除く）

# 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業（基準単価等）

## 単価

|         | 1<br>対象施設 | 2<br>対象者  | 3<br>対象日                  | 4<br>基準単価      | 5<br>補助率 |
|---------|-----------|---|---------------------------|----------------|----------|
| (1) 食費  | 介護老人福祉施設  | 対象施設の入所者のうち、介護保険法第五十一条の三における特定入所者介護サービス費の対象となる特定入所者 | 特定入所者介護サービス費のうち、食費の支給対象日  | 対象者一人あたり1日120円 | 10分の10   |
|         | 介護老人保健施設  |   |                           |                |          |
|         | 介護医療院     |   |                           |                |          |
|         | 養護老人ホーム   | 対象施設の入所者  | 措置費のうち、生活費の支払対象日          |                |          |
|         | 軽費老人ホーム   |   | 生活費の徴収対象日                 |                |          |
| (2) 光熱費 | 介護老人福祉施設  | 対象施設の入所者のうち、介護保険法第五十一条の三における特定入所者介護サービス費の対象となる特定入所者 | 特定入所者介護サービス費のうち、居住費の支給対象日 | 対象者一人あたり1日8円   |          |
|         | 介護老人保健施設  |   |                           |                |          |
|         | 介護医療院     |   |                           |                |          |
|         | 養護老人ホーム   | 対象施設の入所者  | 措置費のうち、生活費の支払対象日          |                |          |
|         | 軽費老人ホーム   |   | 生活費の徴収対象日                 |                |          |

# 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業（併給）

## 区市町村補助事業等と都補助事業との併給について

区市町村の補助事業等と対象経費が重複する場合、事業者にいずれの補助に申請するかを判断いただくこととなります。

区市町村の補助事業等と都補助の併給が可能なケースについて以下のとおりです。

### ○パターン1

区市町村補助事業等が、対象経費を定めていない補助・給付金等

（例：施設種別あたりの定額補助で、個別経費に対する補助でない場合等）

### ○パターン2

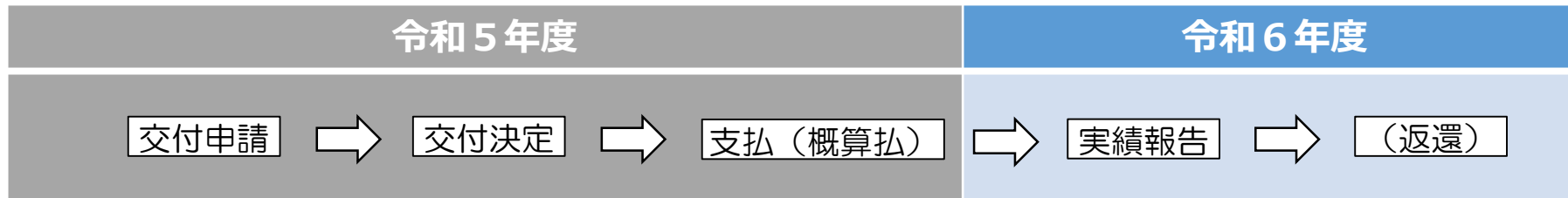
区市町村補助事業等の対象経費に都の補助対象経費（光熱費、食費）を含んでいない補助等

### ○パターン3

区市町村補助事業等の対象経費として都の補助対象経費（光熱費、食費）も申請できるが、補助申請の際に都の補助対象経費を除いて申請している場合

# 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業（下半期分・実績報告）

## 実績報告について



実績報告：交付決定を受けた全ての施設で提出が必要です。

返還：交付決定を受けたほとんどの施設で返還の手続きが必要となると見込んでおります。

## 実績報告に向けてご準備頂きたいこと

$$\text{実績報告額}^{\ast} = \left[ \begin{array}{l} \text{食費に係る} \\ \text{施設全体の合計日数} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{基準単価(120円)} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{光熱費に係る} \\ \text{施設全体の合計日数} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{基準単価 (8円)} \end{array} \right]$$

$$\text{返還額} = \text{概算交付額（交付決定額）} - \text{実績報告額}$$

※交付決定額を超えた実績報告額として、追加交付を受けることはできません。

⇒ 「食費に係る施設全体の合計日数」及び「光熱費に係る施設全体の合計日数」の算出が必要です。

# 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業（実績報告）

## 施設全体の合計日数の算出について

「食費に係る施設全体の合計日数」＝「対象期間中の対象者全員の対象日（食費）の合計日数」

「光熱費に係る施設全体の合計日数」＝「対象期間中の対象者全員の対象日（光熱費）の合計日数」

（例） 「光熱費に係る施設全体の合計日数」の算出方法

|      | 各月の対象日数（光熱費） |     |      |      |     |     | 合計   |
|------|--------------|-----|------|------|-----|-----|------|
|      | 10月          | 11月 | 12月  | 1月   | 2月  | 3月  |      |
| 対象者A | 31日          | 30日 | 31日  | 31日  | 29日 | 31日 | 183日 |
| 対象者B | 31日          | 6日  | 31日  | 31日  | 29日 | 31日 | 159日 |
| 対象者C | 0日           | 0日  | 31日  | 31日  | 29日 | 31日 | 122日 |
| 対象者D | 31日          | 30日 | 31日  | 31日  | 0日  | 0日  | 123日 |
| 合計   | 93日          | 66日 | 124日 | 124日 | 87日 | 93日 | 587日 |

⇒ 光熱費に係る  
施設全体の合計日数 ⇒ 587日